

## 高等学校に特別支援学級設置を求める意見書

国においては、障害のあるすべての子どもたちの教育の充実を図るため、各学校において特別支援教育を推進しているところである。

障害として認定できない軽度の発達障害の児童生徒が年々増加傾向にあることなどを踏まえて、義務教育期間においては、それぞれに特別支援学級が設置され、効果を得ていることと思われるが、対象となる児童生徒の将来の社会的な自立においては、まだまだ多くの課題を残しているのが現状である。

特に軽度の知的・精神障害及び発達障害の生徒においては、後期中等教育履修には、現在の高校受験が選抜制のために、受け入れる高校がないこともあり、特別支援学校への進学ということが実態である。しかし、対象生徒が社会人として自立していく過程においては、高校生活の中でも一緒に学べる環境をつくることは、大変意味のあるものである。

現在の学校教育法においては、小学校・中学校・高等学校に特別支援学級が設置できることになっているものの、学習指導要領においては高等学校については記載されていない。

自治体においては、特別支援教育と一般高等教育を融合させた取り組みを昨今では始められており、その効果も認められているところである。

軽度の障害をもった生徒たちが自立して、自活できるための将来的な施策として、高等学校学習指導要領に特別支援教育の位置づけを明確にし、高等学校入学を実現するために下記の措置が講じられるよう強く要望する。

### 記

1. 高等学校において、特別支援学級を設置するため学習指導要領の改正と教育カリキュラムを早急に整備すること。
2. 高等学校での特別支援学級設置のモデル校を設定し、具体的な取り組みを試みること。
3. 特別支援学級設置に伴う人材育成、校舎改修などの予算措置を講じること。
4. 県においては、特色ある学校づくりの観点からも、支援学校の分校など柔軟な特別支援学校と高等学校の融合した施設など地域事情に即した施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

兵庫県養父市議会

内閣総理大臣  
文部科学大臣 様  
兵庫県知事